

品質マネジメントシステム他のヒアリングコメント回答について

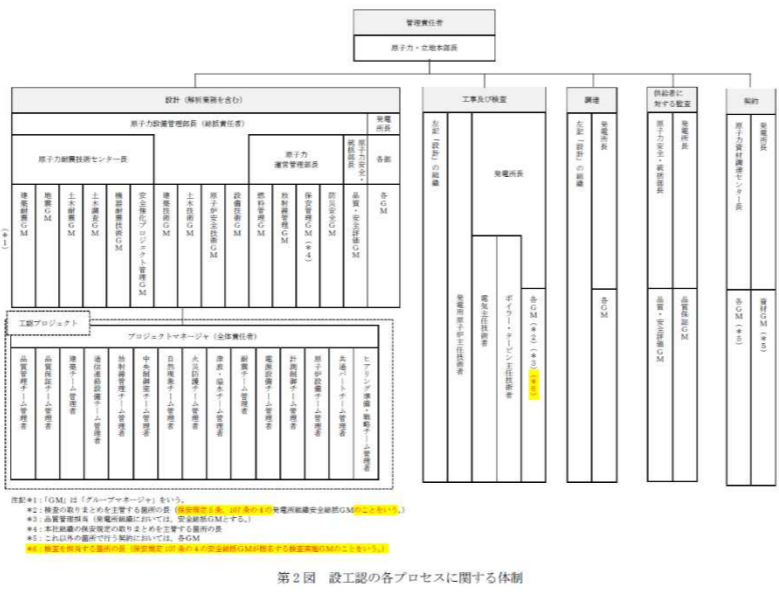
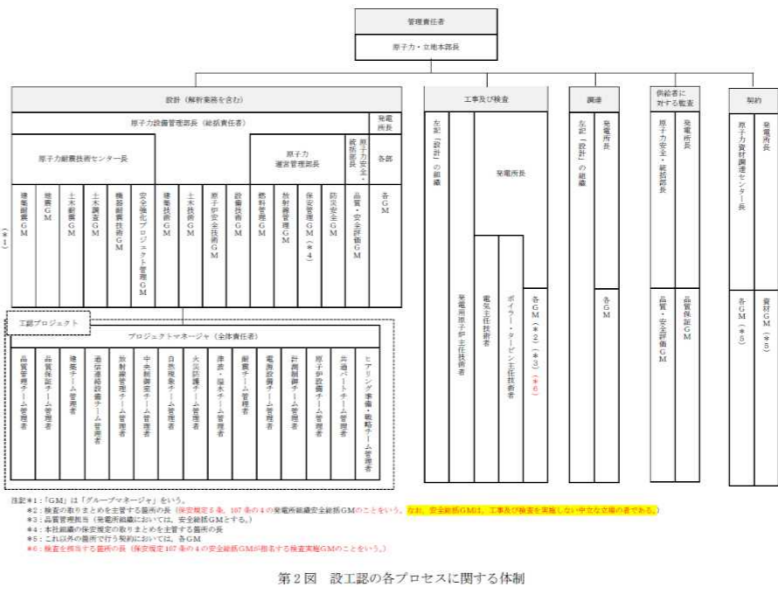
番号	反映図書(頁)	コメント内容	変更前	変更後	変更内容及び理由
----	---------	--------	-----	-----	----------

KK7 本文-036-1 改5 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

1	本文 (P5)	<p>第1図「設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ」 工事の方法に入る矢印の根本部分が設計2の右側からくるように見直すこと。</p>	<p>第1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>	<p>第1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>	<p>・「設計2」から「工事の方法」へのインプットの流れ（一点鎖線矢印）は、設計から工事の方法のプロセスの流れを考慮すると「設計2」の下側よりも、右側からが適切なため、記載を見直し。</p>
---	---------	---	----------------------------------	----------------------------------	---

KK7 添-1-001-2 改5 発電用原子炉の設置の許可(本文(十一号))との整合性に関する説明書

2	<p>整合性に関する説明書 (P10)</p>	<p>第1図「設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ」 工事の方法に入る矢印の根本部分が設計2の右側からくるように見直すこと。 (本文へのコメント)</p>	<p>第1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>	<p>第1図 設工認として必要な設計、工事及び検査の流れ</p>	<p>(本文の記載内容を見直したことによる変更。)</p>
---	-------------------------	---	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------

番号	反映図書 (頁)	コメント内容	変更前	変更後	変更内容及び理由
KK7 添-1-060-1 改6 V-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書					
3	説明書 (P6)	<p>3.5 使用前事業者検査の方法 「検査の取りまとめを主管する箇所の長」(安全総括GM) は、工事も検査も実施していないニュートラルな立場の人間であることを記載すること。</p>	 <p style="text-align: center;">第2図 設工認の各プロセスに関する体制</p>	 <p style="text-align: center;">第2図 設工認の各プロセスに関する体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2図「設工認の各プロセスに関する体制」の注記(*2)に検査の取りまとめを主管する箇所の長(安全総括GM)が、工事及び検査を実施しない中立な立場の者であることを追記。
4	説明書 (P31)	<p>3.5.2 使用前事業者検査の計画 「検査計画を確認することで信頼性を確保する」の確認では、何を基準に確認したから信頼性が確保されるのかが分かりにくい。ため、確認する主旨、判断基準、確認項目などを考慮して記載すること。</p>	<p>また、適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を様式-8「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。</p> <p>検査を担当する箇所の長は、検査計画を確認することで、検査の信頼性を確保する。</p> <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。</p>	<p>また、適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を様式-8「確認方法」欄に取りまとめ、検査項目、検査方法を明確にする。</p> <p>検査を担当する箇所の長は、使用前事業者検査の実施にあたり、工事を主管する箇所の長が策定した検査計画を以下の観点で確認することで、検査の信頼性を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象設備に対し検査項目、検査方法が適切に設定されていること。 ② 検査実施時期が設備の工事工程に対して、適切な時期に計画されていること。 <p>個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表(例)」に示された「設工認設計結果(要目表/設計方針)」欄によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検査の信頼性(独立性)を確保するため、工事を主管する箇所の長が策定した検査計画について検査を担当する箇所の長が確認する際の「確認項目」と「判断基準」を追記。
5	説明書 (P41)	<p>3.6.3 調達製品の調達管理 一般産業用工業品の管理について、調達するものによって色々あるので設工認に全てを書くことはできないが、全体的なプロセスが分かるように記載を見直すこと。</p>	<p>3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>設工認の対象となる要目表に示す適合性確認対象設備で、2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けた緊急安全対策以降に調達した新規設備に対して、調達当時に適用した各機器のグレード分けの区分を様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)」(以下「様式-9」という。)を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所」に示す。</p> <p>また、設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までの各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の別図1(1/3)～(3/3)に示す。</p>	<p>3.6.3 調達製品の調達管理 業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。</p> <p>設工認の対象となる要目表に示す適合性確認対象設備で、2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けた緊急安全対策以降に調達した新規設備に対して、調達当時に適用した各機器のグレード分けの区分を様式-9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績(設備関係)(例)」(以下「様式-9」という。)を用いて「V-1-10-2 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉本体」～「V-1-10-16 設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所」に示す。</p> <p>一般産業用工業品の調達管理の方法及び程度は、原子炉施設の安全機能に係る構造、システム又は機器並びにその部品であって、原子炉施設向けに設計及び製造されたものと同様にグレード分けに従った対応を行う。</p> <p>設工認に係る品質管理として、仕様書作成のための設計から調達までの各段階の管理及び組織内外の相互関係を添付2「当社におけるグレード分けの考え方」の別図1(1/3)～(3/3)に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般産業用工業品の管理の方法及び程度の考え方について追記。

番号	反映図書 (頁)	コメント内容	変更前	変更後	変更内容及び理由
5 (続き)	説明書 (P73)	3.6.3 調達製品の調達管理 一般産業用工業品の管理について、調達するものによって色々あるので設工認に全てを書くことはできないが、全体的なプロセスが分かるように記載を見直すこと。	<p>別図1 (1/3) 設計管理フロー</p>	<p>別図1 (1/3) 設計管理フロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般産業用工業品を含めた全体的なプロセスが分かるよう設計管理フローに追記。
	説明書 (P74)		<p>別図1 (2/3) 調達管理フロー (1)</p>	<p>別図1 (2/3) 調達管理フロー (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般産業用工業品を含めた全体的なプロセスが分かるよう調達管理フロー（供給者による設備の詳細設計がある場合）に追記。
	説明書 (P75)		<p>別図1 (3/3) 調達管理フロー (2)</p>	<p>別図1 (3/3) 調達管理フロー (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般産業用工業品を含めた全体的なプロセスが分かるよう調達管理フロー（供給者による設備の詳細設計がない場合）に追記。

番号	反映図書 (頁)	コメント内容	変更前	変更後	変更内容及び理由
6	説明書 (P53)	—	様式-2(1/2) 設備リスト (設計基準対象施設) (例)	様式-2(1/2) 設備リスト (設計基準対象施設) (例)	<ul style="list-style-type: none"> 様式-2 (設備リスト) のフォーマット見直し。 (「工認」 → 「設工認」に変更。)
	説明書 (P54)		様式-2(2/2) 設備リスト (重大事故等対応施設) (例)	様式-2(2/2) 設備リスト (重大事故等対応施設) (例)	<ul style="list-style-type: none"> 様式-2 (設備リスト) のフォーマット見直し。 (「工認」 → 「設工認」に変更，「●：*/* 申請済み」を削除。)
	説明書 (P62)		様式-7 要求事項との対比表 (例)	様式-7 要求事項との対比表 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 様式-7 (要求事項との対比表) のフォーマット見直し。 (「設置許可，基本設計方針及び技術基準規則との対比」を「設置変更許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比」に訂正。)